

板橋区議会議長 田中 やすのり 様

国民健康保険制度の改善を求める陳情

板橋社会保障推進協議会
板橋区双葉町 36-6 あーちぷらざ内
会長 山本 清志

陳情趣旨)

国民健康保険(国保)は、戦後「国民皆保険」として、中小業者、農林業者、低所得労働者、無職者、高齢者など社会的弱者も加入者とするセーフティネットとして再編されました。国保法第1条には「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」と記され、自助や相互扶助では決して支えることのできない人々の医療保障を図り、「医療を受ける権利」「健康になる権利」等を保障するために「国民皆保険制度」の土台として整備されてきました。

2018年4月から市町村国保は都道府県と区市町村による共同運営となり、国は都道府県及び区市町村に公費を負担し、区市町村は県に納付金を納め、都道府県は区市町村に保険給付に必要な額を交付する「都道府県単位化」が実施されました。それ以降は東京都が区市町村に標準保険料(税)率を提示し、地域の実情に応じて最終的に区市町村が標準保険料率を決定するようになりました。

議員のみなさまもご承知の通り、現在、各区市町村国保の保険料は、被用者保険の保険料よりも高額となっています。この間国は、5人未満の小さな事業所でも社会保険に加入できるようになるなど、ますます国保加入者は減り続けています。そして加入者の多くが高齢者、障害者など、医療を必要とする人が多くをしめ、かかる医療費も大きくなりますから、2分の1をしめる保険料は負担が増えるばかりです。払いたくても高すぎて払えない保険料が昨今、高齢者をはじめ、国保加入者のいのちや暮らしを脅かす問題となっています。しかも今年度の国保料が大きな引き上げとなったため、物価高騰などとあいまって暮らしが立ち行かなくなる状況です。保険料を払うと医療機関にかかる費用の工面ができない状況です。

東京都は、11月26日開催の都国民健康保険運営協議会で、国の仮係数に基づいた2025年度の保険料について、国保加入者1人あたり18万2365円、今年度の19万436円と比べ8071円(▲4.2%)の引き下げになる(各自治体の法定外繰り入れを入れない場合)との試算を示しました。保険料を引き下げることが可能だと考えます。賃金も年金収入も物価高騰に追いつかない実態を鑑み、新年度の国保料については、これ以上の負担は不可能です。

だれもが安心して医療を受けられるよう、いのち・健康を守ることができるよう、次記の項目について強く要望いたします。

陳情要旨)

1. 新年度の国民健康保険料を引き下げることができるよう、国と東京都に対して、財政支援を強く求めてください。
2. 現在の就学前までの保険料減額措置の対象年齢と減額措置の拡大を国に求めてください。
3. 新年度の保険料を引き上げないでください。
4. 全国知事会など地方団体も要求してきた公費投入増を行ない、国民健康保険料を協会けんぽの保険料並みに引き下げられるよう国に求めてください。
5. この間、個人事業者も社会保険への加入がすすめられようとしており、ますます国保加入者は減る一方です。被保険者は高齢者、障害者、病気などで働けない人など、社会的弱者が多くを占め、高い保険料の支払いは困難です。公的責任がしっかり支えない限り国民皆保険制度の維持はできません。セーフティーネットとしての役割を担う国民健康保険制度を抜本的に改善するなど、国の公的責任を強く求めてください。

2024年12月

氏 名	住 所

*この署名を他に使うことは致しません。